

付注3-5 年金債務の推計

今回の試算では、公的年金債務について、政府の負担範囲について4つのケースを想定し、それぞれ負担額を公的部門別に推計した。これらにより中央政府の負債残高及び正味資産の試算結果にどのような影響が及ぶか検証する。

ケース1は、過去の年金保険料の支払期間に対応した将来の年金支払を負債と認識せず、政府が現に保有する公的年金の積立金のみについて、資産見合いで「公的年金預り金」を負債計上する。ケース2は、財源により負債計上の適否を判断するもので、制度上将来の保険料収入分は、雇用主と被保険者により将来給付の財源が負担されることから、政府の負担分としては積立金分と国庫負担分のみを負債計上する。ケース3では、ケース2に加え、国家公務員共済と地方公務員共済については、将来の保険料の半分が厚生年金の雇主負担に相当する政府の負担分となることから、これらの負担分を負債に付加する。ケース4は、国は将来の保険料引上げを行ってでも公的年金を加入者に支給する義務を負っていると考え、過去期間に対応した給付現価全額を負債計上する。

本文中の試算値はケース3に当たる。また、大蔵省（2000）で想定された案1、案2及び案3は、本試算のケース1、2及び4にそれぞれ近似する。

推計結果は下表に示されている。

まず、ケース1では、社会保障基金のみが232兆円の債務を負担するが、その際の公的部門の正味資産は45兆円となる。なお、この場合においても中央政府の正味資産は△275兆円となる。

ケース2では、中央政府に143兆円、地方政府に11兆円の債務が発生する結果、公的部門の負債総額及び正味資産は2,383兆円及び△109兆円となる。中央政府の正味資産のマイナス幅は418兆円に増加する。

ケース3は本文のとおりなので割愛しケース4についてみると、公的年金債務は973兆円に達し、公的部門の負債総額は2,970兆円となりその正味資産は△696兆円となる。

公的年金債務の推計と各公的部門の正味資産

	1999年度 (兆円)							
	公的部門	一般政府				公的企業		
		中央政府	地方政府	社会保障基金	公的金融機関	公的非金融法人企業		
資産(a)	2,274.2	891.3	220.9	434.5	235.9	1,382.9	1,214.7	168.2
負債(年金債務除く;b)	1,997.5	676.8	495.5	158.8	22.5	1,320.7	1,184.8	135.9
正味資産(a-b)	276.7	214.5	-274.7	275.7	213.5	62.2	29.9	32.3
ケース1年金債務(c1)	231.8	231.8	0.0	0.0	231.8	0.0	0.0	0.0
負債総額(b1=b+c1)	2,229.2	908.6	495.5	158.8	254.2	1,320.7	1,184.8	135.9
正味資産(a-b1)	44.9	-17.3	-274.7	275.7	-18.3	62.2	29.9	32.3
ケース2年金債務(c2)	385.6	385.6	142.9	11.0	231.8	0.0	0.0	0.0
負債総額(b2=b+c2)	2,383.1	1,062.4	638.4	169.8	254.2	1,320.7	1,184.8	135.9
正味資産(a-b2)	-108.9	-171.1	-417.5	264.7	-18.3	62.2	29.9	32.3
ケース3年金債務(c3)	424.4	424.4	155.8	36.8	231.8	0.0	0.0	0.0
負債総額(b3=b+c3)	2,421.9	1,101.2	651.4	195.6	254.2	1,320.7	1,184.8	135.9
正味資産(a-b3)	-147.7	-209.9	-430.5	238.9	-18.3	62.2	29.9	32.3
ケース4年金債務(c4)	972.5	972.5	678.1	62.7	231.8	0.0	0.0	0.0
負債総額(b4=b+c4)	2,970.0	1,649.3	1,173.6	221.5	254.2	1,320.7	1,184.8	135.9
正味資産(a-b4)	-695.8	-758.0	-952.7	213.0	-18.3	62.2	29.9	32.3

(備考) 内閣府試算による。